

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月13日
【事業年度】	第72期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ハウスイ
【英訳名】	HOHSUI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須山 博行
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀一丁目6番1号
【電話番号】	東京 (03) 3297-8199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小林 留一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀一丁目6番1号
【電話番号】	東京 (03) 3297-8199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小林 留一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日付をもって提出いたしました第72期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__書野で表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

株主の皆様への利益還元は、業績に裏付けられた安定的配当のできる収益体制の確立ができるまで、なお暫くのご猶予をいただきたいと存じます。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めておりますが、当連結会計年度も安定的な収益を確保するには至らず、内部留保資金は今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今期は配当を見合わせる事となりました。

(訂正後)

当社は、株主の皆様への利益還元は、業績に裏付けられた安定的配当のできる収益体制の確立のもとに利益配分を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当として年1回行うことを基本的な方針としております。また配当の決定機関は取締役会であります。当連結会計年度も安定的な収益を確保するには至らず、内部留保資金は今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今期は配当を見合わせる事となりました。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～(4) <省略>

(訂正後)

(1) ～(4) <省略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。